第1回生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会平成31年3月18日資料3

新たな検証手法の開発に向けた検討課題の整理(案)

新たな検証手法の開発に向けた検討課題の整理 ①(案)

検討会における議論の材料として 事務局において作成したもの

- 新たな検証手法の開発に向けた検討にあたり、現時点で考えられる検討課題(案)としては以下のとおり。
- 〇 本検討会においては、これらの課題について順次検討を行い、短期的な検討課題と中・長期的な検討課題など - に整理した上で、その検討内容を取りまとめ、その後の基準部会における議論につなげることとしてはどうか。

検討課題 1 最低限度の生活を送るために必要な水準について

(平成29年検証の部会報告書の指摘)

- 一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を 割ってしまう懸念があることからも、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある。
- <u>最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論</u>を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの 考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑ではない検証方法を開発することが求められる。
- 〇 貧困等の概念(絶対的貧困・相対的貧困等)やこれまでの関係審議会等による検証・検討の過程やその結果等を 踏まえ、今日における最低限度の生活を送るために必要な水準をどのように考えるか。

(参考) 貧困等の概念

絶対的貧困に関する概念:ラウントリーの一次貧困・二次貧困

相対的貧困に関する概念:タウンゼントの相対的剥奪

その他:ソーシャル・エクスクルージョン(社会的排除)、センのアプローチ(潜在能力アプローチ)、MIS(最低所得水準) (注) (注) 一般市民が、社会的に許容できる最低限度の生活水準を満たすために必要と考える収入のこと。

(参考) 関係審議会等の報告書

昭和55年専門分科会中間的取りまとめ、昭和58年中社審意見具申、平成16年専門委員会報告書、平成19年検討会報告書、 平成22年研究会中間報告、平成25年基準部会報告書、平成27年基準部会報告書、平成29年基準部会報告書

- 〇 「これ以上下回ってはならないという水準」について、価値観が多様化した今日の状況を踏まえつつ、どのよう に考えるか。
 - (参考) 関係審議会等の報告書

平成19年検討会報告書、平成29年基準部会報告書

新たな検証手法の開発に向けた検討課題の整理 ② (案)

検討会における議論の材料として 事務局において作成したもの

検討課題2 最低限度の生活を送るために必要な水準を検証・検討するための手法について

(平成29年検証の部会報告書の指摘)

- 一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を 割ってしまう懸念があることからも、これ以上下回ってはならないという水準の設定について考える必要がある。
- 最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、<u>単に消費の実態に合わせるとの考え方</u>によらず、理論的根拠に基づいた複雑ではない検証手法を開発することが求められる。
- 〇 検討課題1による「最低限度の生活を送るために必要な水準」について、具体的な検証・検討を行うにあたり、 これまでの検証手法との継続性等も踏まえた上で、どのような手法が考えられるか。

(参考)検証手法の例

必需品等の積み上げによる検討:マーケットバスケット方式、エンゲル方式、MIS手法

消費支出・消費構造からの検討:現行の定期的検証の手法、家計実態消費アプローチ

所得水準からの検討:OECDの相対的貧困率

生活の質(生活実態・生活意識)からの検討:相対的剥奪指標 生活の質と収入及び消費の分析による検討:社会生活に関する調査

○ また、それぞれの検証・検討手法について、どのようなデータが必要となるか。

(参考) これまでの使用データ

消費実態に関するデータ:家計調査、全国消費実態調査、社会保障生計調査(被保護世帯の家計簿調査)

生活実態に関するデータ:家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

新たな検証手法の開発に向けた検討課題の整理 ③ (案)

検討会における議論の材料として 事務局において作成したもの

検討課題3 現行の生活扶助基準の基本的な枠組みと展開後の基準額の評価について

(平成29年検証の部会報告書の指摘)

- 〇 <u>モデル世帯から展開することにより様々な世帯類型における消費の実態に生活扶助基準額を合わせる</u>という平成24年 検証及び今回の検証の考え方や手法についても、今後議論が必要であると考えられる。
- 〇 今回は、夫婦子1人世帯について、生活扶助基準額と年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額の均衡を確認した だけであり、そこから展開した様々な世帯類型における生活扶助基準額と一般低所得世帯の生活水準の均衡を確認する までには至らなかった。
- あらゆる世帯に適用できる基準体系とするために、モデル世帯の消費実態を基にした展開作業によって基準額を 設定するという、現行の生活扶助基準の基本的な枠組みについて、どのように考えるか。
- その際、展開後の基準額と一般国民の消費水準との格差の検証については、検討課題1による「最低限度の生活を 送るために必要な水準」との関係において、どのように考えるか。

(参考) 平成29年基準部会報告書

- 夫婦子1人世帯では、展開により機械的に得られる基準額が年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額の6割を超える見込みである 一方、高齢者世帯では、この割合が5割台となる見込みであり、一般低所得世帯の消費水準との均衡をどう考えるのか留意が必要である。
- 〇 展開後の基準額について、どのように評価すべきか。

検討課題4 現行の検証手法の課題に対する改善方法について

(平成29年検証の部会報告書の指摘)

- 〇 モデル世帯から展開することにより様々な世帯類型における消費の実態に生活扶助基準額を合わせるという<u>平成24年</u> <u>検証及び今回の検証の考え方や手法</u>についても、今後議論が必要であると考えられる。
- 〇 現行の検証手法について、これまでも課題とされてきた以下の事項について、それぞれどのような改善方法が 考えられるか。また、その改善のために必要なデータとしてどのようなものが考えられるか。
 - 1 水準検証(高さ比べ)における比較対象の設定について
 - ① 比較対象とする所得階層
 - ② 比較対象とするモデル世帯と一般世帯との消費格差(展開後の消費水準を含む)[再掲] ※ 現行のモデル世帯(夫婦子1人世帯)及び高齢世帯(単身・夫婦)モデルの検討を含む
 - <u>2 年齢・世帯人員・級地別の体系検証(ゆがみ検証)等の在り方について</u>
 - ① 第1類費と第2類費の区分の在り方
 - ※ 1類費と2類費の区分の必要性の検討を含む
 - ② 指数展開による検証手法の在り方
 - ※ 指数展開後の様々な世帯の消費水準の検証を含む [再掲]
 - ③ 検証に使用する統計データ (全国消費実態調査等による検証) の在り方
 - 3 基準見直しの影響把握の方法について
 - ※ 使用する統計データ(社会保障生計調査・家庭の生活実態及び生活意識調査)の検討を含む
 - 4 その他

生活扶助基準の定期検証年以外の年における社会経済情勢の生活扶助基準への反映方法等